

平成29年10月20日

保護者の皆様（家庭数配布）

気象警報発表時（練馬区）における臨時休業等の対応について

練馬区立石神井西小学校

校長 山口 義一

日頃より本校の教育活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、練馬区では、気象警報が発表され臨時休業が必要な場合には下記のように行いますのでよろしくお願いたします。

記

<p>臨時休業となる場合</p> <p>午前7時の時点で、気象庁から「<u>練馬区</u>」について、右記のいずれかの警報が発表されている場合は、臨時休業となります。</p>	<p>「特別警報」</p> <p>大雨・強風・大雪・暴風雪等</p> <p>または、</p> <p>「警報」</p> <p>暴風警報・暴風雪警報</p>
<p>* 「大雨警報」「洪水警報」の場合は、臨時休業になりません。</p> <p>なお、風雨の状態によって学校の判断により臨時休業や始業時刻・下校時刻を変更する場合があります。</p>	

臨時休業等を行うときは、午前7時の時点で、学校ホームページや一斉メール等でお知らせします。

* 万一、臨時休業となった場合の対応を、事前にお子様と確認しておいて下さい。

* 休業等の指示のない場合も、児童の安全が第一ですので風雨が激しい場合には、登校を遅らせるなどの対応をご家庭の判断でよろしくお願いたします。その旨を電話等でお知らせいただければ、遅刻扱いになることはありません。